



LOOK EAST 向東を見よ!! 違法行為が今ある!!

JR千葉支社は、三月二日以降、「服務規定」違反と称して、組合バッジ着用、ネクタイピンの使用目的以外での着用を理由として不当処分を発令してきた。動労千葉は、申二二号において解明を求めて団交を行い、JRの違法・不当性を追及してきたところである。

労務管理 優先のJR

東京都労委での命令を見るまでもなく、各地労委の中でJRの不当労働行為が認定され、行政命令としての効力が発生しているにも関わらず、またも法を踏みにじる行為に出てきたのである。席上会社側は、「命令が出ていることは知っているが、就業規則に定められたことを守つてもらおう」と繰り返し述べるだけ、間違っていることを改めるという姿勢のないことを明らかにした。

K駅のT組合員に対しても、延べ五六回にも及ぶ注意指導をしたとしているが、その時間の中にはなんと出勤時間前のもとで含まれているのである。(JRは出勤時間まで仕事にかかる時間とし、制服や作業衣への着替え時間をみていない)

会社側が定めた拘束時間前のものまで現場から上がってくることも異常だが、(出勤日ごとに注意するのも相当なものだが)それをそのまま団交

注意指導 五六回も

さらに、この処分内容にもあまりにひどいものがある。

K駅のT組合員に対し

ては、延べ五六回にも及ぶ注意指導をしたとしているが、その時間の中にはなんと出勤時間前のもとで含まれているのである。(JRは出勤時間まで仕事にかかる時間とし、制服や作業衣への着替え時間をみていない)

要は、現場に対しても、労務管理だ、アラ搜しを行え、と号令するJRの姿勢が今日の「暗い職場」

の根は「一企業一組合」、「健全経営」を言うのであれば、本当の意味での

差別・選別の時から始ま

つていて。「こっちの水

は甘いよ」というアメと

ムチによって「JR体制」

鐵道事業を営む上での安

全の確保を第一義とすべ

きであろう。

J.Rがどれほど口調を

整えようとも「人間尊重

企業」「リーディング・

カンパニー」など絵空事

にすぎない。

LOOK EAST

II 東を見ろ、違法行為が

申二二号処分関係(組合バッジ)で団交など拘束時間前まで査定対象

労働三権によつて保証されたものが、第三者機関においてはつきりと認定されたことを改める意

思え持たないところに、意し、改善されなかつた

労務管理のみを優先させ

る「JR体制」の危機を

も見ることができるので

はないか。

クタイのところに戻して

いるものさえ「(所定の

場所以外に)つけていた

ことが問題だ」として、

査定対象から外すべきだ

との組合側の主張を全く

顧みないのである。

主催 三里塚芝山連合空港反対同盟

日時 5月19日 12時から

会場 参照

集合 成田駅・改札前 10時30分

※ 各支部・営業協議

会とも全力

5・19三里塚現地へ



労働者の権利を認めよ

労働者の権利を権利と

して認め、問題があるな

らば協議する中で解決の

道を求めるべきである。

LOOK EAST

II 東を見ろ、違法行為が